六項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第三十八条の四第三十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に、「第十項第二号」を「第十一項第二号」に改め、同項第一号中「第十項第一号イ」を「第十一項第一号イ」に改め、同項第二号中「第六十二条の三第八項」を「第六十二条の三第九項」に、「第三十八条の四第三十四項」を「第三十八条の四第三十五項」に改め、同項第五号中「第三十八条の四第三十四項」を「第三十八条の四第三十五項」に、「第三十五項又は第三十六項」を「第三十八条の四第三十六項」に改め、同項第十二項中「第六十二条の三第七項」を「第六十二条の三第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第三十八条の四第三十三項第四号」を「第三十八条の四第三十四項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第三十八条の四第三十三項に規定する確定優良住宅地造成等事業」を「第三十八条の四第三十四項に規定する確定優良住宅地造成等事業」に、「同条第三十三項又は第三十五項」を「同条第三十四項又は第三十六項」に、「十二月三十一日（同条第三十五項」を「十二月三十一日（同条第三十六項」に改め、同項第九項中「第三十八条の四第三十三項各号」を「第三十八条の四第三十四項各号」に、「同条第三十五項」を「同条第三十六項」に、「同条第三十四項」を「同条第三十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項第一号ハ中「第三十八条の四第三十三項」を「第三十八条の四第三十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第三十八条の四第三十三項第四号」を「第三十八条の四第三十四項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第三十八条の四第二十三項第二号ハ」を「第三十八条の四第二十四項第二号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「認定買受計画」を「認定除却等計画又は前項に規定する計画」に改め、同項第一号中「決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地」を「除却した後の土地又は売却敷地」に、「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項第二号及び第三号中「除却後の土地」を「除却後の土地等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　法第六十二条の三第四項第十一号に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第六号若しくは第七号又は第二項第六号若しくは第七号に規定する計画とする。

第二十二条の二第四項第二号ロ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「同項」を「同法第七十九条第三項」に改め、同号ニ中「第百十八条の二十五の三第一項」を「第百十八条の二十五の二第一項」に改め、同号ホ中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に、「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五の二第三項」に改め、同項第四号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号」を「マンション建替等事業（ニ）に、「マンション建替事業」を「マンション再生等事業（ニ）に、「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第七号」を「マンション建替事業」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十四号」に、「施行再建マンション」を「再生後マンション」に改め、同項第十九号」を「同項第三十五号」に、「同項第五号」を「同項第十号」に改め、同号ロ中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第十二号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第二条第一項第二十八号」に改める。

第二十二条の五第一項第九号中「景観整備機構」を「景観整備推進法人」に改め、同項第二十五号中「マンション建替事業」を「マンション再生事業」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第五号」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第七号又は第二項第七号に規定する計画とする。

18　法第六十五条の四第一項第二十二号の二に規定する財務省令で定める計画は、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第五十八条第一項第七号又は第二項第七号に規定する計画とする。

第二十二条の七第二項第一号ハを削り、同項第二号中「若しくは地方防衛局長（当該買換資産の所在地が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）」を削り、「イからハまで」を「イ又はロ」に改め、同項第三号イ中「次号イ」を「次号イ(1)」に改め、同号ロ中「次号ロ」を「次号イ(2)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　表の第二号の下欄に掲げる資産　次に掲げる書類

イ　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業（都市再開発法による市街地再開発事業（都市再開発法による第一種市街地再開発事業に限る。）の施行者が都市再開発法第七条の十五第二項に規定する個人施行者、同法第八条第一項に規定する組合又は同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が当該市街地再開発事業の施行地域内である旨を証する書類）及び次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内の既成市街地等内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が既成市街地等内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である場合　総務大臣の当該買換資産の所在地が人口集中地区の区域内である旨を証する書類

ロ　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、次に定めるいずれかの書類）

(1)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイに掲げる区域内である場合　次に掲げるいずれかの書類（当該買換資産の所在地が同欄のイに規定する大都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事（当該買換資産の所在地が指定都市の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する市長。(i)及び(ii)において同じ。）の当該買換資産の所在地が当該大都市の区域に係る同欄のイに規定する地区の区域内である旨を証する書類を含む。）

(i)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(1)に掲げる防災再開発促進地区の区域内である旨を証する書類

(ii)　当該買換資産の所在地を管轄する都道府県知事の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(2)に掲げる特定都市再生緊急整備地域内の区域内である旨を証する書類

(iii)　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長（当該買換資産の所在地が特別区の区域内である場合には、当該買換資産の所在地を管轄する特別区の区長。(2)において同じ。）の当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のイ(3)に掲げる都市機能誘導区域内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が表の第二号の下欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である旨を証する書類　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が同欄のロに掲げる被災市街地復興推進地域内の区域内である旨を証する書類